

株式会社 マサル
定 款

制 定 昭和32年 9月30日
改 定 昭和36年 6月26日
改 定 昭和39年12月13日
改 定 昭和41年 3月22日
改 定 昭和42年 3月22日
改 定 昭和44年11月15日
改 定 昭和47年11月30日
改 定 昭和53年11月25日
改 定 昭和55年11月30日
改 定 平成 元年 7月20日
改 定 平成 3年 6月26日
改 定 平成 4年 6月29日
改 定 平成 5年 6月29日
改 定 平成 6年 6月27日
改 定 平成 7年 6月29日
改 定 平成 9年 6月27日
改 定 平成10年 6月27日
改 定 平成12年 6月19日
改 定 平成14年 6月25日
改 定 平成15年 6月25日
改 定 平成16年 6月25日
改 定 平成18年 6月23日
改 定 平成19年 6月27日
改 定 平成21年 6月24日
改 定 平成26年 6月25日
改 定 平成26年12月22日
改 定 平成27年12月18日
改 定 平成29年12月22日
改 定 2022年12月23日

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マサルと称し、英文ではMASARU CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築物シーリング工事及び建築物防水工事の設計・監理及び施工
2. 建築物の改修・補修工事の設計・監理及び施工
3. 土木及び建築工事の設計・監理及び施工並びに土木建築工事に関連する材料の販売
4. 土木及び建築に関する調査・測量・企画・設計及び監理
5. 建築物の維持管理に関する業務の受託及びコンサルタント業務
6. 建材・金物・工具・塗料・シーリング材・インテリア・日用雑貨品の輸入販売並びにインターネット及びカタログによる通信販売
7. グラフィックデザインの企画・設計・制作・販売及び施工
8. 労働者派遣事業
9. 建設工事全般における技術指導・調査・設計・施工・監理に関わる総合コンサルティング業
10. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、346万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の基準日)

第10条 当社は、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会の議決の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当社に取締役 15 名以内を置く。

(選任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。また、取締役でない会長を定めることができる。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は、法令又は本定款に定めがある事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

3. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が意義を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(決議)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第 25 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 27 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。

(選任)

第 28 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 本会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(任期)

- 第 29 条 監査役の任期は、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

- 第 30 条 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会)

- 第 31 条 監査役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会議事録)

- 第 32 条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

- 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 6 章 取締役及び監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第 34 条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 35 条 当会社の事業年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 36 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 37 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

第 1 条 施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

2. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

本定款は、当会社の現在有効な定款の原本の写しに相違ありません。

2022年12月23日

株式会社 マサル

代表取締役社長 勝 又 健 ⑩